

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 23 議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度多度津町消防庁舎移転造成工事）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について提案説明をさせていただきます。

本件は、平成 26 年 1 月 8 日、四国土建株式会社多度津営業所所長 法兼 裕と 5,953 万 5 千円で契約し、発注いたしました平成 25 年度多度津町消防庁舎移転造成工事でございます。

変更内容についてご説明いたします。

当初、建築設計に際し 4 箇所ボーリング調査を行い、北東法面部に近い部分で岩らしき地層のデータが出ておりましたが、北側法面部を今回西側より掘削に入りましたところ、ほとんどの部分から岩が出土したため、掘削単価の内容変更及び、残土運搬費並びに処分費における変更増となりました。

当初は、普通残土を他工事に流用するため、サッカー場北側部分に仮置し経費削減を図るつもりでありましたが、掘削形状がまちまちの岩であるため、子供が登って遊ぶ可能性もあり、危険であるため早期処分の判断をいたしました。総掘削量 1,900 m³のうち大型ブレイカー使用料が 1,250 m³程の変更となり、残土運搬処分費と併せての変更内容となっております。

件名 平成 25 年度 多度津町消防庁舎移転造成工事で当初契約額 5,953 万 5 千円に変更契約金額として 1,027 万 9 千 500 円を増額しようとするものがあります。参考までに、請負比率は、93.79%でございました。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上簡単ではございますけれども、議案第 21 号、工事請負変更契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案については、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 21 号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。